

令和 8 年

第 2 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 2 月 9 日

前橋市農業委員会

## 令和8年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年2月9日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年2月9日 午後3時00分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

### ・出席委員（21人）

|           |            |           |            |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 1番 石村 利夫  | 2番 澁澤 聖一   | 4番 星野 和幸  | 5番 松島 敏男   |
| 6番 伊能 良雄  | 7番 関 けい子   | 8番 横室 辰雄  | 9番 坂本 忠    |
| 10番 井田 健  | 11番 平野 豊一  | 12番 須賀 民雄 | 13番 阿久津 昌枝 |
| 14番 松田 智之 | 15番 茂木 啓二  | 16番 栗原 博  | 17番 奥野 芳男  |
| 18番 伊藤 晴夫 | 19番 山口 かず子 | 20番 狩野 富一 | 22番 石井 真帆美 |
| 24番 猪岡 正一 |            |           |            |

### ・欠席委員（3名）

3番 小堀 清    21番 小林 要    23番 町田 祐介

### ・事務局出席者

事務局長 関沼 明也    副参事 井草 依早子    局長補佐 高山 幸治    係長 山田 正史  
副主幹 望月 優至    副主幹 阿久澤 強    副主幹 田部井 絢子    主任 田中 惇也  
主事 高橋 翼

### ・付議事件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地一時転用許可延長願いについて（4条）  
議案第6号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

### ・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長            | <p>それでは、これより令和8年第2回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長             | ◇（挨拶）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長            | <p>ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、3番 小堀 清委員 21番 小林 要委員 23番 町田 祐介委員 3名であります。従いまして在任委員24名、中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長             | <p>それでは、令和8年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。16番 栗原 博委員、17番奥野 芳男委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長             | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 田部井副主幹<br>議 長   | <p>◇（説明）</p> <p>なお、整理番号13番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 調査班長<br>(22番委員) | <p>ご報告いたします。整理番号3条の13番、賃貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから22ページです。申請地は、市立粕川中学校から南東約1kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は21ページをご覧ください。面接には、申請者本人が来られました。申請人は申請地から約20kmのところに居住し、申請地までは、車で40分程だそうです。申請地の近隣に実家があり、実家を拠点として農業を始めたいとのことです。申請に至った経緯としては、親が農業を行っているが、高齢で、病気もしているので、親が元気なうちに農業を教えてもらい、農業経営を行っていきたいが、実家の土地だけでは足りない、今回、規模拡大のため農地を借りることにしたとのことです。現在は、勤務先を退職し、就農したく、申請地に近い実家にて米・露地野菜の農業技術を研修中とのことです。農業従事者は、申請人及び妻の2人で、申請人の両親が手伝ってくれるとのことです。申請地では、米とネギを栽培します。米は、個人で販売し、45万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。ネギは、実家で出荷調整後、桐生市場へ出荷し、年間400万円の売り上げを見込んでいるそうです。機械はトラクター1台、軽トラ1台、ネギ管理機1台、動力噴霧器1台を所有しており、ネギ定植機を購入予定です。</p> <p>調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長             | <p>以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 11番委員           | <p>13番について申請法人は農業法人ではないと思うが、農業用倉庫を建築するのですか。（計画変更同時申請）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                   |                                                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田部井副主幹            | 申請法人は一般法人です。今回、解除条件付きで農地を借りて農業者として登録し、農業用倉庫を建築するものです。                                                                                             |
| 高山補佐              | 議受人は申請法人の代表者で農業者です。当初個人で農業用倉庫を建築する予定でしたが、法人名義で建築したいため、申請法人で農業を行い、農業用倉庫を建築するものです。                                                                  |
| 1 1 番委員           | 農業用倉庫は法人名義になるのですか。                                                                                                                                |
| 高山補佐              | その通りです。                                                                                                                                           |
| 1 1 番委員           | わかりました。                                                                                                                                           |
| 議 長               | その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。                                                                                                                    |
|                   | 整理番号 1 6 番は、5 条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 1 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                   |
| ◇◇◇               | ◇ (挙 手)                                                                                                                                           |
| 議 長               | 全員賛成でありますので、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 1 5 番を許可とすることに決定いたします。                                                                     |
| 議 長               | 次に、議案第 5 号 農地一時転用許可期限延長願い 4 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。                                                                               |
| 高橋主事              | ◇ (説 明)                                                                                                                                           |
|                   | 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。                                                                                                         |
| 1 0 番委員           | 今回期限延長だが、進捗は確認しているか、工事が中断した理由は。期限の令和 9 年 3 月 3 1 日まで工事が完了する見込みはあるのか。                                                                              |
| 望月副主幹             | (経緯を説明) 令和 9 年 3 月 3 1 日は一時転用の許可期限のマックスまでの期間としている。                                                                                                |
| 8 番委員             | 期限までに工事が完了していなかった場合はどうするのか。                                                                                                                       |
| 望月副主幹             | 違反転用として扱い、対応することになる。対応は今後、内部で協議する。                                                                                                                |
| 議 長               | その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。                                                                                                                    |
|                   | 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                                    |
| ◇◇◇               | ◇ (挙 手)                                                                                                                                           |
| 議 長               | 全員賛成でありますので、議案第 5 号 農地一時転用許可期限延長願い 4 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。                                                                           |
| 議 長               | 次に、議案第 6 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可について、整理番号 1 番から 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。                                                                  |
| 望月副主幹             | ◇ (説 明)                                                                                                                                           |
| 議 長               | 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。                                                                                                         |
| ◇◇◇               | ◇ (意見、質問等なし)                                                                                                                                      |
| 議 長               | ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。                                                                                                                       |
|                   | 整理番号 1 番から 3 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                              |
| ◇◇◇               | ◇ (挙 手)                                                                                                                                           |
| 議 長               | 全員賛成でありますので、議案第 6 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可については、整理番号 1 番から 3 番を承認とすることに決定します。                                                                |
| 議 長               | 次に、議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。                                                                           |
| 高橋主事              | ◇ (説 明)                                                                                                                                           |
| 議 長               | なお、整理番号 2 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。                                                                                                |
| 調査班長<br>(2 2 番委員) | 報告いたします。整理番号 4 条の 2 番、営農型太陽光発電施設一時転用の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、2 3 ページから 4 1 ページです。申請地は、市立宮城中学校から北東約 1. 3 k m に位置する農振農用地域内にある農地です。現地案内図は、2 7 ページをご覧ください |

い。面接には、申請人本人が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設の下部には、柑橘（ミカン）の苗が70本ほど作付けされていました。営農は、申請人本人が行います。今後の営農計画ですが、ミカンは5年目から収穫が行えるとのことで、それまでの間は、灌水、堆肥、剪定、除草管理等に努めるとのことです。また、現在、下部農地周辺のパネル下以外には、何も作付けされていませんが、事務局の指導を受け、パネル下部の南側の一面にミカンを50本ほど追加で定植します。さらにパネル下部の南側に渋柿の苗を10本、北側にビワの苗を11本、作付けする計画です。ビワは、4月に接ぎ木をし、10月に定植、柿は3月から4月に定植する計画です。ビワはと渋柿は4年目から、収穫が行えるとのことです。現在栽培している柑橘（ミカン）は、5年目から収穫が始められ、8年目からは、500kgほどの収穫、147,000円ほどの売り上げを見込んでいるとのことです。現状では、ビワと渋柿は未作付けですが、定植後は、単収8割を確保できるように手をかけて栽培を行っていくとのことです。

本更新申請にあたり、事務局の指導を受け、収量8割を満たせるように営農計画を見直し、準備も進めていることから、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。

整理番号1番を保留とし、整理番号2番の転用期間を1年間に訂正することとし、整理番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番の転用期間を1年間に訂正することとし、整理番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号12番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号16番、農地法第5条の整理番号12番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇（説 明）

望月副主幹

◇（説 明）

議 長

なお、農地法第3条の整理番号16番、農地法第5条の整理番号12番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長  
(22番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の16番、整理番号5条の12番営農型太陽光発電施設一時転用の更新手続きです。2度目の更新申請です。現地・面接調査案内図は、42ページから67ページです。申請地は、ぐんまフラワーパークから東約2.5kmに位置する農用地区域内にあ

る農地です。現地案内図（航空写真）は、66ページをご覧ください。面接には、営農を行う法人の関係者と申請代理人が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設のパネル下部には、ミョウガが作付けされているとのことでしたが、ミョウガは、ほとんど確認できませんでした。パネル下以外は未作付けでしたが、全体的に除草管理がされていました。現状では、収量8割を確保するにはミョウガの本数が不足しているため、作付け中のミョウガから株分けをし、全体的な本数を増やす計画とのことでした。また、現在、未作付けのパネル下以外の農地には、3月から4月にタラの芽を作付けするとのことでした。

営農は、賃貸借により農地を借りている茨城の法人が行っていますが、今後、営農を続けることが困難な状況のため、ミョウガとタラの芽の栽培に実績のある、みどり市の法人が営農を引き継ぐ予定とのことでした。令和8年については、ミョウガは、鬼怒川のホテルに出荷し、年間25万円ほどの売り上げを見込んでおり、タラの芽は、来年以降収穫ができJAに出荷予定で、最初は25万円ほど、3年目以降は50万円ほどの売り上げを見込んでいるとのことでした。

現状では、収量8割を確保できていませんが、営農計画を見直し栽培作物の見直しや本数を増やすと同時に、営農者を変更し農作業従事者の確保を行う等、営農型太陽光の基準、収量8割を満たせるように努力を行うとのことから更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

10番  
高山補佐

営農者が増えるとのことだが、いつ頃増えるのか。

現在の営農法人は、営農ができる状況にないため、速やかに変更する。現在、変更後の法人の従業員確保など調整を行っており、調整が図れば、速やかに変更、3条許可を申請する予定です。

8番委員  
20番委員  
高山補佐

ミョウガとタラの芽の作付けの時期はいつごろですか。

ミョウガの定植は春。4月5月くらいが時期です。

ミョウガは、3月から4月に定植します。タラの芽は、現在苗を調達中で、3月から4月に定植を予定しているとのことでした。

13番委員

3年前の更新の時も営農状況は良くなかったと思うので今回、1年間の更新になると思うが、状況を厳しく見てほしい。

高山補佐

承知しました。

2番委員

1年後、営農の状況が良くなっていない場合は、文書指導ですか。

高山補佐

はい、そのとおりです。文書指導、文書による勧告の流れになります。

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号16番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号12番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号16番、農地法第5条の整理番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号16番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号12番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号16番、農地法第5条の整理番号12番を許可とすることに決定いたします。

議 長

なお、営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

議 長

次に議案第9号 中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹  
議 長  
18番委員  
阿久澤副主幹  
議 長

◇（説 明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

今回の申請は買受する法人（譲受法人）がもともと借りていた農地ですか。

もともと借りていた農地です。こちらに住んでいないので処分したいとのことです。

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第9号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第9号 中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、原案を決定いたします。

議 長

次に、17ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況          | 4件  |
| （2）法第5条の届出書の受理状況          | 16件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 18件 |

議 長

また、報告事項（4）は、第1回総会において許可とした、法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。